

1章 宮城県環境基本計画とは P1~6

1 背景と目的

- 環境基本条例に基づく、本県の良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
 - 現在、令和2年度を目標年次とする第3期計画(平成28年3月策定)に基づき、各環境分野に関連する施策を推進している。
- ⇒計画期間満了を迎え、第4期計画を策定するもの。

2 位置付け

- 本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱を定めるもので、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるもの。
- 「新・宮城の将来ビジョン」の環境分野の個別計画で、国の環境政策上の地域計画であるほか、県民、事業者、民間団体などが、環境に関し考え、行動する際の指針となるもの。

【本計画に連なる個別計画】

- ・宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・再生可能エネルギー・省エネルギー計画
- ・宮城県循環型社会形成推進計画
- ・宮城県自然環境保全基本方針
- ・宮城県生物多様性地域戦略
- ・宮城県水循環保全基本計画
- ・宮城県自動車交通環境負荷低減計画

2章 宮城県の環境の現状 P7~10

低炭素社会の形成

- 温室効果ガス排出量は平成27年度に東日本大震災後初めて減少に転じたほか、再生可能エネルギー導入量は震災前と同程度まで回復。より一層の温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの利活用拡大が必要

循環型社会の形成

- 一般廃棄物・産業廃棄物ともに、東日本大震災前に比べて依然として排出量が多い状況。排出量を削減していくとともに、リサイクル率を高めていくことが必要

自然共生社会の形成

- 豊かで良好な自然環境がおおむね維持されているが、社会状況の変化により、里地里山の多様な環境の維持が困難となっている地域や、野生鳥獣による農作物被害が拡大

安全で良好な生活環境の確保

- 大気や水質、土壌などの生活環境については、おおむね安全で良好に維持されているが、光化学オキシダントや閉鎖性水域の水質、騒音など、一部では環境基準が達成されていない状況

新型コロナウイルス感染症への対応

- 「新しい生活様式」の実践やデジタルシフトなどに取り組みながら、今後の感染症への備えや持続可能な未来づくりにつなげていくことが必要

理念1 地球環境保全の推進

理念2 環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な県土

理念3 人と自然が共生できる県土の構築と次世代への継承

3章 計画の基本的考え方 P11~16

1 目指す環境の将来像

豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

- 私たちの生活は自然環境を礎とした生態系の中で成り立っており、地球温暖化などの気候変動をはじめとする環境課題に取り組むことが重要である。
- 自然災害への耐性や回復力を備えた、強くしなやかな社会を形成するとともに、豊かで美しい自然と共生した、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指す。

持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会

- 日常生活や事業活動によって生じる環境への負荷を抑制することが、持続可能な社会の実現のために不可欠である。
- 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする目標を掲げ、県民、事業者、民間団体及び行政など地域社会を構成する全ての主体が、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮などに「自分ごと」として取り組み、一人一人が着実に行動する地域社会の形成を目指す。

2 計画期間

- 令和3年度から令和12年度まで（10年間）

2 将来像を実現するための基本方針

基本方針1 「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造

- 「新・宮城の将来ビジョン」を踏まえ、震災復興の取組による県民生活や社会経済活動の状況を見据え、環境課題の解決と良好な環境の保全及び創出を目指す。
- 「宮城県地球温暖化対策実行計画」の削減目標である「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で31%削減」の着実な達成を図り、さらに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を実現するため地球温暖化対策を一層進めていく。

基本方針2 SDGsや「地域循環共生圏^(※)」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上

- 複雑・多様化する環境課題解決のため、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「地域循環共生圏」の考え方を取り入れ、分野横断的な視点から取組を推進する。
- 災害や感染症のリスクも考慮しながら、地域特性を生かした資源・エネルギーの地域内循環や、人的・物的交流の促進等により環境・経済・社会の統合的向上を目指す。

基本方針3 気候変動の影響への適応

- 喫緊の課題である気候変動の影響に対応するため、「地球温暖化の進行を抑制するための対策（緩和策）」に加え、「気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策（適応策）」を合わせて推進する。

(※)「地域循環共生圏」とは、各地域がそれぞれの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

4章 将来像を実現するための政策・施策 P17~70 ※裏面に記載

5章 各主体の役割 P71~80

- | | |
|-------|--|
| 県民 | ●住みよい環境を次世代につなげていくため、一人一人が環境問題に関心を持ち、できることから実践し、継続して取り組み、活動の輪を広げていくことが大切 |
| 事業者 | ●環境に配慮した事業活動の実践による環境負荷の低減、事業の持続的成長・発展及び社会的価値の向上
●地域の一員として他の主体と連携し、パートナーシップを形成 |
| 教育機関等 | ●学校における環境教育による子どもの発達段階に応じた環境への理解促進、教育研究機関における持続可能な社会の実現に向けた研究・技術開発や人材育成など専門性の発揮
●生涯学習や環境活動のための環境整備 |
| 民間団体 | ●専門的知識や技術を生かした、各主体との相互パートナーシップの形成
●地域の環境保全活動の中核としての役割 |
| 市町村 | ●住民に最も近い自治体として、地域の環境保全を推進
●地域住民や団体等の活動の支援や促進に加え、自らの環境負荷低減に係る率先的な取組の実施 |
| 県 | ●本計画の将来像実現のため、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進
●各主体が自主的・積極的な取組を実践できるよう、普及啓発、相互の調整及び連携・支援並びに自らの環境負荷低減に係る率先的な取組の実施 |

- 本計画の目指す将来像を実現するためには、全ての主体が、持続可能な社会の実現に向け、環境負荷の少ない生活や事業活動を実践することが期待される。
- 全ての主体が、互いに連携・協力しながら、自主的・積極的に取組を進め、持続可能な地域づくりに向けて行動することが重要

6章 計画的な推進 P81~85

1 計画の推進体制

- PDCAサイクルに沿った進行管理
- 「宮城県環境審議会」への進捗状況報告

2 計画の進行管理

- 管理指標と目標値を設定し、年度ごとに点検・評価し、その結果の公表
- おおむね5年を目途に見直し

政策1 脱炭素社会の構築



- 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、県民総ぐるみで地球温暖化対策を推進する(施策(1))。
- 徹底した省エネルギー化を進めるとともに、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入や、水素エネルギーの更なる利活用の推進、環境関連産業の振興等により、環境・経済・社会の統合的向上に取り組む(施策(1),(3)~(5))。
- 気候変動の影響への対応が喫緊の課題となっていることから、政策1を軸に、関連する政策分野において、被害を回避・軽減するための対策(適応策)を推進していく(施策(2), 政策3(4), 政策4(7))。

施策(1) 地球温暖化対策の更なる推進

- 取組① 地球温暖化防止に関する県民運動、事業活動の展開
- 取組② 二酸化炭素吸収源対策の推進
- 取組③ フロン類対策
- 取組④ 脱炭素型ビジネスモデルの推進

施策(2) 気候変動対策の推進

- 取組① 気候変動の影響に関する情報提供・注意喚起・対処方法等の普及啓発
- 取組② 気候変動に伴う産業への影響把握と予測
- 取組③ 災害に強い地域づくり

施策(3) 徹底した省エネルギーの推進

- 取組① 省エネルギー行動、省エネルギー設備導入等の推進
- 取組② 住宅・建築物の省エネルギー化の推進

施策(4) 地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用やエコタウン形成の促進

- 取組① 再生可能エネルギーの地産地消
- 取組② エコタウン形成の促進

施策(5) 水素社会の構築に向けた取組促進

- 取組① 水素エネルギーの利活用推進

政策2 循環型社会の形成



- 循環型社会の形成のため、全ての主体が廃棄物の3Rを意識した行動を実践する環境づくりを推進する(施策(1),(2))。
- プラスチックの海洋流出や、食品ロス・食品廃棄物の増加等の問題に対応するため、廃棄物の発生抑制や、循環資源として地域で有効活用する取組を推進するほか、AI, IoT等最新技術の導入支援により、廃棄物処理全体の高度化・効率化を図る(施策(3))。
- 排出事業者の意識醸成、監視指導等により廃棄物の適正処理を推進するとともに、災害に伴って発生する廃棄物への対応や公共施設等の長寿命化等に取り組む(施策(4),(5))。

施策(1) 3R(発生抑制, 再使用, 再生利用)の推進に向けた全ての主体の行動の促進

- 取組① 環境教育・普及啓発の実施
- 取組② 環境配慮経営の推進

施策(2) 循環型社会を支える基盤の充実

- 取組① 多様な媒体を活用した情報発信
- 取組② 3Rに関する産業の振興と事業者の育成
- 取組③ 廃棄物処理の効率的なシステムの構築
- 取組④ 廃棄物エネルギーの利活用による地域活性化

施策(3) 廃棄物や循環資源の3R, プラスチック資源の3R+Renewable(再生可能資源への代替)の推進

- 取組① プラスチック問題への対応
- 取組② 食品ロス・食品廃棄物への対応
- 取組③ 廃棄物処理へのAI, IoT等最新技術の導入支援
- 取組④ ベースメタル・レアメタル等の金属の再資源化
- 取組⑤ 建設系廃棄物の再資源化

施策(4) 廃棄物の適正処理

- 取組① 産業廃棄物の適正処理の推進
- 取組② 最終処分場の整備に向けた取組及び維持管理の指導
- 取組③ 不法投棄・不適正処理の防止
- 取組④ 災害に伴って発生する廃棄物への対応

施策(5) 公共施設等の適正な維持管理と有効活用

- 取組① 公共施設等の長寿命化・活用

政策3 自然共生社会の形成



- 自然共生社会の形成のため、豊かな自然環境や生物多様性の保全, 野生鳥獣の適正な保護管理に取り組む(施策(1),(2))。
- 都市と農山漁村の交流等により地域の豊かな自然環境や景観等を活かした魅力発信に取り組むとともに、やすらぎや潤いのある生活空間の整備・充実を図る(施策(3),(5))。
- 次世代に豊かな自然環境を継承できるように, 多様な主体と協働し, 気候変動の影響や災害にも対応できる基盤づくりを進める(施策(4),(6))。

施策(1) 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

- 取組① 健全な生態系の保全
- 取組② 生態系ネットワークの形成
- 取組③ 天然記念物の保全

施策(2) 生物多様性の保全, 自然環境の保全・再生

- 取組① 生物多様性保全のための総合的な取組
- 取組② 在来野生生物の保護管理・保全
- 取組③ 自然環境の保全・再生

施策(3) 自然資本の活用と価値創造

- 取組① 新たな木材利用や再生可能エネルギーの地域内循環
- 取組② 豊かで持続可能な海づくり
- 取組③ 自然環境・景観等を活かした魅力発信
- 取組④ 都市と農山漁村の相互連携

施策(4) 自然環境における気候変動の影響への対策

- 取組① モニタリングによる自然生態系への影響把握
- 取組② 自然災害の予測と対策

施策(5) やすらぎや潤いのある生活空間の創造

- 取組① 憩い空間の整備・充実
- 取組② 美しい景観の形成

施策(6) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

- 取組① 多様な主体の協働による自然保護の取組
- 取組② 自然とのふれあいの推進
- 取組③ 環境に配慮した農業・漁業・林業への取組
- 取組④ 防災・復旧事業の工事における自然環境への配慮

政策4 安全で良好な生活環境の確保



- 安全で良好な生活環境の確保のため、大気環境や水環境をはじめとする生活環境の各分野において, 環境のモニタリングや良好な環境の維持・改善, 環境悪化の未然防止に取り組む(施策(1)~(4))。
- 化学物質や放射性物質について、環境汚染の防止や測定情報の発信等に取り組む(施策(5),(6))。
- 大雨による河川等への土砂流出や、水温上昇による水質の悪化等が懸念されることから、気候変動にも対応できる水資源の確保対策を進める(施策(7))。

施策(1) 大気環境の保全

- 取組① 良好な大気環境維持のための監視(モニタリング等)
- 取組② 大気汚染発生源への対策・規制
- 取組③ アスベスト対策
- 取組④ 悪臭防止対策

施策(2) 水環境の保全

- 取組① 良好な水環境維持のための監視(モニタリング等)
- 取組② 閉鎖性水域等における水質改善対策
- 取組③ 水質汚濁発生源への対策・規制

施策(3) 土壌環境及び地盤環境の保全

- 取組① 適切な土壌汚染対策
- 取組② 地盤環境の保全

施策(4) 地域における静穏な環境の保全

- 取組① 騒音・振動防止対策

施策(5) 化学物質による環境リスクの低減

- 取組① 有害化学物質による環境汚染防止対策
- 取組② 環境リスク管理の促進

施策(6) 放射性物質による環境リスクへの対応

- 取組① 放射線・放射能の測定・検査
- 取組② 除染対策等の支援
- 取組③ 放射線・放射能に対する不安解消

施策(7) 気候変動の影響に対応した水資源の確保

- 取組① 水供給対策
- 取組② 水災害対策

全てに共通する取組



- 共通取組(1) 全ての主体における環境配慮行動の促進・支援, 環境にやさしいライフスタイルへの転換
- 共通取組(2) 環境配慮型経営等の促進・支援, 持続可能な経済システムの構築
- 共通取組(3) 各主体相互のパートナーシップによる協働・連携の推進・支援

- 共通取組(4) 持続可能な社会づくりを支える環境技術の開発・普及・支援
- 共通取組(5) 環境教育, 情報の集約・発信, 普及啓発
- 共通取組(6) 環境の保全・活用に関する協定の締結, 開発行為等における環境配慮
- 共通取組(7) 規制措置, 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策